謝礼に係わる規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人日本粉体工業技術協会（以下協会という）が、各種の事業等を実施した場合に、支払われる謝礼に関する支給基準について定めることを目的とする。

（謝礼の種類）

第２条　謝礼の種類

１．期末謝礼

協会事業において、会員等が特別の職務の執行を務めた場合、下表を基準とした謝礼金を年度末に支払う。なお、貢献度に応じ会長が若干の調整を加えることができる。

１）理事会・常務会における職務執行の理事、技術情報交流懇話会正副担当理事

２）協会事業等に関わる正副委員長（正副マネジャーを含む)、正副代表幹事

３）法人会員等に対しては、「謝礼」とし、個人会員等に対しては「業務指導料」とする。

４）役職を兼務した場合は重複して支給することができる。但し常勤理事を除く。

役　職	金額（税込み千円）	備　　考
会長職 副会長職	150 70	
理事・監事職	8×出席回数	理事会・常務会に出席した正副会長を含む理事。但し個人会員の理事及び常勤理事を除く。
技術情報交流懇話会 担当理事職 副担当理事職	 40 20	
委員長職 副委員長職	40 20	センター長、マネジャーを含む 副センター長、副マネジャーを含む
代表幹事職 副代表幹事職	60 20	
コーディネータ職 副コーディネータ職	40 20	

２．セミナー、シンポジウム、フォーラム、教育講座等の講師を務めた対価としての謝礼は下記を標準とする。（税込み、資料作成等を含む）

受講者（参加者）が 71 名以上のとき　　35 千円（1 時間当たり）
受講者（参加者）が 31～70 名の範囲のとき　　30 千円（1 時間当たり）
受講者（参加者）が 16～30 名の範囲のとき　　25 千円（1 時間当たり）
受講者（参加者）が 15 名以下のとき　　20 千円（1 時間当たり）

司会料は 5 千円（2 時間当たり・不課税）を標準とする。

３．講演の対価としての謝礼

下記を上限とする。

本基準に沿わない場合は、会長に申請し承認を得ることとする。

総会・定例会合・展示会等の特別講演謝礼	200 千円（税引き後）
技術情報交流懇話会講演謝礼	50 千円（税引き後）
テクノプラザ講演謝礼	30 千円（税引き後）
若手のつどい講演謝礼	30 千円（税引き後）
若手のつどいｸﾞﾙｰﾌﾟﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝﾌﾟﾚｾﾞﾝ謝礼	７千円（税引き後）

４．原稿執筆等の対価としての謝礼

4 千円（A4　1 頁 2,000 文字）を標準とする。

５．展示会開催時の技術相談員の対価としての謝礼　25 千円（約 3 時間・(税引き後)）

展示会開催時の学生ツアー引率者の対価としての謝礼

20 千円（約 3 時間・税引き後）

６．委託事業、補助事業等に係る（委託費、委員会運営費等が出る）委員の謝礼

（1 回当り）5 千円（税引き後）

７．新入会員紹介謝礼　10 千円（1 社当たり　商品券）

８．会長退任慰労金　理事会、総会での決議を経て支払うことができる。

（支給方法）

第３条　期末謝礼以外の謝礼金等は事業実施の都度、原則として指定口座に振り込む。

１．役員等に対する第２条における謝礼金等の支払い額の上限は、定款に定める条件に従う。

２．旅費交通費等の支払いは、「国内出張旅費規程（２）」による。

３．前条以外の名目で、謝礼金等の支払いが生じる場合は、前条の基準に準じ、専務理事の決定に従うものとする。

４．補助事業及び受託事業等に係わる場合には、別に定められた基準により支払う。

（附　則）

（１）この規程は、理事会の承認を得た日から発効する。

（付　記）

平成２４年　３月１６日　制定（理事会承認）

平成２７年　３月１８日　改定（理事会承認）

平成２７年　５月１４日　改定（理事会承認）

平成２８年　８月　５日　一部改定（理事会承認）

平成２９年　３月１５日　一部改定（理事会承認）